

1. 基本方針

学校教育の一環のなかで、趣味や特技を自ら進んで伸ばそうとする意欲を高め、仲間と協力しながら、きまりとマナーを理解、実践し、心身の育成を図る。

2. 指導の重点

- (1) 部員が明るくのびのびと自主的に活動できる環境をつくる。
- (2) 各種大会、発表会などへの参加や活動を通して社会規範を身につけさせる。
- (3) 活動の中で、指導者や関係者に対する感謝の気持ちをもたせる。

3. 組織

区分	構成	主な業務
後援会事務局		・部活動の規定、心得、後援会会則・細則の検討 ・部活動運営のための計画立案と推進 ・体育館、グラウンドの使用割り当て ・個人種目担当 ・予算、決算 ・経理出納業務
部活動 スポンサー会議	各スポンサー 事務局	・部活動全般に関わる協議、確認 ・部活動生徒の生活指導に関わること
部長会議	各部長 事務局	・部活動に関わる指導、協議、連絡

4. 活動計画

- (1) 日常における技術向上のための練習
- (2) 各種大会への参加(中体連、中文連、新人戦など)
- (3) 練習試合、講習会、交流会への参加

5. 部活動運営規定

(1) 入部資格

- ① 本校に在籍する生徒で、保護者の承諾を得た者。
- ② 会費5,000円を納入した者。

(2) 入退部について

- ① 入部の申し込みは、保護者の許可を得て、所定の用紙(入会申込書)にて各部指導者に提出する。
- ② 退部の際は、保護者の承諾を受け、所定の用紙(退部届)にて退部手続を取ること。 但し、納入した会費は還付しない。

(3) 転部について

- ① 年度途中での転部は原則認めない。但し、1年生は1学期間での転部を1度だけ認める。
- ② その場合、会費の納入の必要はない。

(4) 部の設置

- ① 部は毎年4月に結成され活動は1年間を通して行われることを原則とする。
- ② 部の設置は1名以上の職員の指導者と指導者が必要とする活動に支障をきたさない程度の入部希望者をもって基礎条件とし、年度のスポンサー会議で協議し、職員会議で決定する。
(団体は大会出場可能人数、個人種目は10名を目途とする)
- ③ 年度途中での設置は認めない。
- ④ 新しく部を設置する場合、当面活動するのに必要な備品等を購入するための費用を補助する。

(5) 部の廃部

- ① 部の廃部は部が(4)②の設置基準を満たさない場合原則廃部とし、スポンサー会議で協議し、職員会議で決定する。

(6) 活動時間

平日	活動時間 18:30まで 18:45完全下校 ※2021年4月1日～当面の間は18:30完全下校
土、日、祝、長期休業	8:30 ~ 16:00

- ① 定期テストは4日前から、学力テストは前日からの活動を中止する。
- ② 職員会議、研修会等の会議時は活動を中止とする。ただし、16:30以降は再登校により活動できるものとする。(再登校の時間は変更となる場合がある)
- ③ 下校及び活動時間は、天候などにより変更することができる。
- ④ 他校への遠征時は、あらかじめ生徒を通して保護者へ連絡する。
- ⑤ 練習試合などで時間が遅くなるときは、スポンサーの責任において活動する。
- ⑥ 長期休業時の練習時間は原則とする。
- ⑦ 札幌市立学校における部活動活動基準に準じて活動する。

(7) 部活動指導者

- ① 本校職員が部活動の指導に当たる。なお、外部コーチが指導に当たる場合、年度当初に部活動スポンサー会議の承認を経て、中体連事務局へ報告しなければならない。
- ② 指導者は常に活動場所におり、部員の指導、監督に当たることを原則とするが、止むを得ない場合でも最低限、活動開始時や終了時には直接指導に当たるようにする。
- ③ 指導者が校内にいない場合には活動できない。但し、代理人がいる場合は除く。
- ④ 最終責任者は、活動場所から生徒が下校したのを確認して、消灯、施錠(暖房の確認)をする。

(8) 大会参加

- ① チーム登録料は後援会費からの支出とする。又、個人登録料・参加料は基本的に各部活動の活動費から支出する。但し、中体連・中文連が主催、後援、協賛している大会の参加料については、下記の要領により後援会から支出する。

※中体連・中文連が主催・後援・協賛又は関係諸団体が主催する年間2大会に限る。

- ② 本校の部活動に設置がなく、社会体育のクラブ等に所属している生徒の中体連参加については、引率者の申し出を受け、参加させる。
- ③ 本校の部活動に設置があるが、中体連に加盟していない競技についての全道大会、全国大会への参加については、スポンサーの判断により(年に1大会のみ)中体連全道・全国大会と同じ扱いで参加させる。
- ④ 全道・全国大会の旅費、宿泊費、日当について
ア. 旅費、宿泊費については実費の半額程度を支給する。
(但し、中体連からの補助があった場合は、その差額の半額程度とする。)
イ. 会場までの現地交通費については、概算(事後請求)で支給する。
ウ. 引率者には日帰り、3,000円、宿泊を伴う場合は一泊、5,000円を支給する。

- ⑤ 大会運営に関わる派遣の旅費、宿泊費、日当について(生徒の引率がある場合)
- ア. 旅費、宿泊費については実費を支給する(現地交通費も含む)。
- イ. 引率者には、宿泊を伴わない場合は2,000円、宿泊を伴う場合は3,000円を支給する。
- ※ 支出については、後援会費からの支出とする。

(9) 学校教育との関連

- ① 学級や学年の活動や、生徒会の活動などは部活動より優先されるものとする。
- ② 平日の朝練習については保護者と連絡を密にし、健康や授業に支障をきたすことがないよう、細心の注意を払うこと。なお、学習に支障がでた場合は、朝練習を中止する。(7:15~8:15)
- ③ 全市、全道、全国大会などの出場がある場合は活動時間帯等を別途考慮する場合もある。
- ④ 必要に応じて、部活動の実施、指導内容、戦績等を全職員に報告する。

(10) 活動場所の割り当てについて

- ① 行事予定に従い体育館の使用割り当てを行い、部活動予定表に掲載する。
- ② 11月~4月は、サッカー部、野球部、陸上部の体育館使用割り当てもする。
- ③ 割り当て方法

平日、土、日、祝日をローテーションでそれぞれ割り当てをする。
本校を会場とする大会等がある場合はその限りでない。

(11) その他

① 活動場所について

○玄関ホールでの活動内容

- ・夏季・冬季を問わず、出来る限りついて指導する。
- ・ラダー・ミニハードル・フレキハードル・トレーニング用具(安全に留意)の使用可。
- ・ボール(軟らかいもの)・シャトル・素振りは休日のみ認めるが、指導者の元で行うこと。

<ランニング> (※決まりについては別紙参照)

- ・夏季・・・雨天時のみ、玄関ホール~3階のランニングは可
- ・冬季・・・スポンサーの判断により、玄関ホール~3階のランニングは可
- ・ランニングは歩行者優先が絶対です。周回する場合は必ず廊下を走る際、角に人を立たせる等安全に気をつけること。部活動部員同士もお互いに気をつけて廊下・階段の使用をしましょう。

○冬季間と夏季の雨天時、2階・3階・4階の教室前の廊下も使用しても良い。

(軽いランニング・ラダー・筋トレ等安全に充分留意のこと)

○冬季の玄関ホール・格技室は使用割当をする。

- ② 部活に使用するシューズ等は、イタズラ・盗難防止等を考えて持ち帰らせること。
- ③ 部活動結成後、各部活動毎に保護者説明会を実施すること。(コロナ禍のためプリント配布のみ)
- ⑤ 部活動費の支出については原則、業者を通して行い目安として2学期中に8割程度、2月中旬を
- ⑥ 目途にすべて終了する。また、年度をまたいでの支払いは禁止する。
※チームとして必要なドリンク類等以外の飲食には使わない。